

1. はじめに

全国基礎工業協同組合（以下、全基連という）は、労働安全衛生法（第 60 条の 2 第 2 項）に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育」のうち、「車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者に対する安全衛生教育」について、平成 9 年 12 月労働省建設安全対策室より教習機関として認定を受けた。

遡って当該教育実施の制度化に至った背景には、平成 9 年 8 月、1 ヶ月足らずの短期間のうち全国各地で基礎工事用機械及び移動式クレーンによる一般公衆を巻き込む重大事故が続発したことに端を発し、平成 9 年 9 月労働省（基発第 614 号）、建設省（経建発第 270 号）通達により（社）日本建設業団体連合会、建設業労働災害防止協会をはじめとする全基連を含む関係 10 団体に対し、建設現場の安全総点検と再発防止対策の実施と推進を強く求められた経緯がある。

全基連は当該教育を概ね 5 年毎の「定期教育」と位置付けし、現在は国土交通省の地方整備局ネットに整合させた全国 7 地区の下部組織である、地方協同組合と密接な連携を図りながら実施の展開を推進し現在に至っている。

即ち、平成 10 年 4 月 25 日の第 1 回を皮切りに、平成 16 年 12 月末まで、全国各地で 121 回の実施を数え、その受講者数も 5,500 名を裕に超える。

本冊子は数多くの貴重なデータを基に作成されたもので、リスク管理の観点から作業の工種別分類により危険源を特定し、それらによる具体的な対策を講じる方策の参考として同種災害の防止を図る道標となるよう会員各位の有効活用を願うものである。

全基連ではこの「定期教育」の実施時に受講者に対し、作業に伴うヒヤリ・ハットの体験を（P-8）により回答の協力を求め回収した。

<調査期間>

今回 平成 12 年 1 月～平成 17 年 12 月（6 年間—88 回、3,884 名）

（前回）平成 10 年 1 月～平成 11 年 12 月（2 年間—33 回、1,753 名）

2. 教育の法的根拠

◎ 労働安全衛生法 第 60 条の 2

- (1) 事業者は、前 2 条に定めるもののほか、その事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない。

前 2 条 第 59 条 (1) 雇い入れ時の安全衛生教育
(2) 作業内容変更時の安全衛生教育
(3) 危険又は有害業務で省令に定める特別教育
第 60 条 職長の安全衛生教育

- (2) 厚生労働大臣は、前項の教育の適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- (3) 厚生労働大臣は、前項の指針に従い、事業者又はその団体に対し、必要な指導等を行うことが出来る。

◎	安全衛生教育指針公示	第 1 号	平元・5・22
改正	安全衛生教育指針公示	第 2 号	平 2・12・1
改正	安全衛生教育指針公示	第 3 号	平 5・9・30
改正	安全衛生教育指針公示	第 4 号	平 8・12・4

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針を次のとおり公表する。

I 趣旨

この指針は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づき事業者が労働災害の動向、技術革新等社会経済情勢の変化に対応しつつ事業場における安全衛生水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者（以下「危険有害業務従事者」という。）に対して行う、当該業務に関する安全又は衛生のための教育（以下「安全衛生教育」という。）について、その内容、時間、方法及び講師並びに教育の推進体制の整備等その適切かつ有効な実施のために必要な事項を定めたものである。事業者は、危険有害業務従事者に対する安全衛生教育の実施にあたっては、事業場の

実態を踏まえつつ本指針に基づき実施するように努めなければならない。

II 教育の対象者及び種類

1 対象者 次に挙げる者とする。

- (1) 就業制限に係る業務に従事する者
- (2) 特別教育を必要とする業務に従事する者
- (3) (1) 又は (2) に準ずる危険有害な業務に従事する者

2 種類

I に掲げる者が当該業務に従事することとなった後、一定期間ごとに実施する安全衛生教育（「定期教育」）又は取り扱う機械設備等が新たに変わる場合等に実施する安全衛生教育（「随時教育」）とする。 （別表・省略）

III 教育の内容、時間、方法及び講師

1 内容及び時間

(1) 内容

労働災害の動向、技術革新の進展等に対応した事項

(2) 時間

原則として1日程度とする

なお、安全衛生教育の内容及び時間は、教育の対象者及び種類ごとに示す別表の危険有害業務従事者に対する安全衛生教育カリキュラムによるものとする。また、取り扱う機械設備等が新たなものに変わる場合等に実施する随時教育は、運転操作方法のほか点検整備等の実技に関する事項を加えたものとする。

2 方法

講義方式、事例研究方式、討議方式等教育の内容に応じて効果のあがる方法とする。

3 講師

当該業務についての最新の知識並びに教育技法についての知識及び経験を有する者とする。

IV 推進体制の整備等

1 教育の実施者は事業者であるが、事業者自らが行うほか、安全衛生団体等に委託して実施できるものとする。

事業者又は事業者の委託を受けた安全衛生団体等はあらかじめ安全衛生教育の実施にあたって実施責任者を定めるとともに、実施計画を作成するものとする。

2 事業者は、実施した安全衛生教育の記録を個人的に保存するものとする。

3 安全衛生教育は、原則として就業時間内に実施するものとする。

◎ 労働省労働基準局長通達

基 発 第 756 号
平成 9 年 12 月 15 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育について

危険有害業務に従事する者に対する安全衛生教育については、労働安全衛生法第 60 条の 2 第 2 項の規定に基づく「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針」（平成元年 5 月 22 日付け安全衛生教育に関する指針公示第 1 号、以下「指針」という）にその内容が示され、平成元年 5 月 22 日付け基発第 247 号「危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針の公示について」（以下、247 号通達という）により推進しているところであるが、標記教育については、247 号通達によるほか下記により実施することが適当であるので、同教育を実施する事業者又は安全衛生団体等に対してこれを踏まえて教育を実施するよう指導等を行うとともに、自ら教育を実施することが困難な事業者にたいしては、対象労働者に労働安全衛生団体等が実施する教育を積極的に受講させるよう勧奨されたい。

記

1 教育カリキュラム等

- (1) 教育カリキュラムについては、指針に示されているところであるが、その細目は別添「車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育カリキュラム」によること。
- (2) 教材としては、「車両系建設機械（基礎工事用）運転業務の安全」（建設業労働災害防止協会発行）が適当と認められること。
- (3) 安全衛生団体等が教育を実施する場合には、建設業労働災害防止協会が実施している「車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育講師養成研修」を終了した者または教育カリキュラムの科目について十分な学識経験を有する者を

講師に充てること。また、労働安全コンサルタントも講師として適切であること。

なお、事業者が教育を実施する場合にも「車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育講師養成研修」を終了した者を講師に充てることが望ましいこと。

(4) 一回の教育対象人員はおおむね 100 人以内とすること。

なお、事例研究方式、討議方式等の方法によって実施する科目については、受講者を適宜グループに分けて実施すること。

2 修了証の交付等

安全衛生団体が車両系建設機械（基礎工事用）運転業務従事者安全衛生教育を実施した場合には、修了者に対して、当該教育を実施した旨を証明する修了証を交付するとともに、教育修了者名簿を作成し保管すること。